

令和8年第2回四万十町議会定例会

# 四万十町議会議案書



令和8年6月10日開会

四 万 十 町

## 目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第4号	令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	3
報告第5号	令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
議案第67号	四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について	10
議案第68号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	11
議案第69号	四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第70号	高幡障害者支援施設組合理約の変更について	13
議案第71号	令和8年度四万十町一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第72号	令和8年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第73号	令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）	別冊

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

### 記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第4号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月20日

四万十町長 山脇 光章

- 1 相手方 四万十町 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 2 事故の概要 令和8年2月24日午後0時50分頃、本町職員が運転する公用車が駐車場にバックで駐車しようとしたところ、車体の右後ろが衝突したことによって駐車場内のフェンスが破損したものを。
- 3 損害賠償額 195,800円

報告第4号

令和7年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費の繰越を行ったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

令和7年度 四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				財			源		内	源	一	般	財	源										
					既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 県支出金	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債							未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債	未収入 特定 地方債
2. 総務費	1. 総務管理費	ケアーブルシステム機器整備事業	18,555,000	18,555,000	18,500,000																		55,000										
		若者定住促進支援事業	9,000,000	9,000,000	9,000,000																			0									
		空き家活用事業	5,400,000	5,400,000	1,800,000	1,800,000																		0									
		子育て世帯住宅取得支援事業	7,000,000	7,000,000	7,000,000																			0									
		中間管理住宅整備事業	35,394,000	35,394,000		17,655,000	5,500,000	9,100,000																3,139,000									
		戸籍情報システム改修事業	3,014,000	3,014,000		3,014,000																		0									
		ダイサービスセンター緑林荘改修事業	11,286,000	11,042,000	5,500,000																			42,000									
		ダイサービスセンターさくら貝改修事業	11,693,000	10,560,000	5,123,000																			337,000									
		物価高対応子育て応援手当支給事業	600,000	304,000		304,000																		0									
		3. 民生費	1. 児童福祉費	農業競争力強化基盤整備事業負担金	3,000,000	2,261,000	60,000																		1,000								
四万十市新食肉センター整備費負担金	8,034,000			4,980,000	35,000	3,528,000																	17,000										
県営土地改良事業負担金	12,001,000			11,434,000	33,000																			1,000									
県営地域ため池総合整備事業負担金	10,200,000			8,759,000																				59,000									
農地耕作条件改善事業	90,000,000			83,386,000	81,000	53,556,000																		57,000									
県営農地耕作条件改善事業負担金	4,125,000			4,125,000	25,000																			0									
地域農業水利施設保全整備事業	53,000,000			52,801,000		36,263,000																		578,000									
町産材利用促進事業	4,289,000			1,289,000	1,280,000																			9,000									
志和漁港長寿命化改修事業	23,000,000			23,000,000																				2,250,000									
7. 商工費	1. 商工費			家計応援商品券事業	298,925,000	295,289,000	194,068,000	88,470,000																	12,751,000								
		松葉川温泉改修調査事業	4,037,000	4,037,000																			4,037,000										
		松葉川温泉看板撤去事業	2,486,000	0																			0										
		観光交流拠点施設整備事業	79,552,000	79,552,000	8,305,000	31,526,000																		21,000									

令和7年度 四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				内			一般財源
					既収入		未収入		財		源		源			
					特定財源	国庫支出金	県支出金	特定財	定	地方債	その他					
8. 土木費	1. 土木管理費	町道等用地分筆登記委託料	1,104,000	1,104,000											1,104,000	
		道路用地購入事業	364,000	0											0	
	2. 道路橋梁費	防災・安全社会資本整備交付金(町道改良)事業	334,447,000	220,424,000	68,000	123,755,000		96,600,000							1,000	
		防災・安全社会資本整備交付金(橋梁修繕)事業	219,471,000	172,027,000	32,000	106,907,000		65,000,000							88,000	
9. 消防費	1. 消防費	県道改良事業負担金	13,200,000	5,977,000	69,000			3,900,000							2,008,000	
		町道防災対策事業	59,865,000	5,355,000	23,000			5,300,000							32,000	
	2. 河川費	河川防災対策事業	8,600,000	0											0	
		公営住宅建設事業	116,240,000	114,697,000	48,000			114,100,000							549,000	
10. 教育費	1. 教育総務費	高幡消防組合負担金(仮眠室改修事業)	17,853,000	0											0	
		消防ポンプ車整備事業	14,738,000	14,738,000				14,300,000							438,000	
		住宅耐震化促進事業	57,351,000	48,721,000		16,500,000	17,540,000								14,681,000	
		県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	3,900,000	3,248,000	30,000				3,100,000						118,000	
		老朽建築物除却事業	11,725,000	11,725,000		5,862,000	2,931,000								2,932,000	
		十和小中学校校舍新築事業	19,690,000	19,690,000	9,700,000										9,990,000	
11. 災害復旧費	2. 小学校費	教員住宅解体撤去事業	8,745,000	0											0	
		小学校施設大規模改修事業	63,639,000	37,625,000	24,000	8,427,000		29,100,000						74,000		
		小学校トイレ改修事業	111,995,000	111,995,000		26,299,000			85,600,000						96,000	
3. 中学校費	窪川中学校屋上外壁一部解体事業	6,160,000	6,160,000	6,100,000										60,000		
	窪川野球場防球ネット整備事業	37,230,000	36,000,000	86,000			35,900,000							14,000		
4. 保健体育費	1. 農林施設災害復旧費	農業土木災害復旧事業	20,480,000	16,480,000		14,300,000		1,900,000				170,000		110,000		
		公共土木災害復旧事業	337,398,000	215,438,000	109,000	110,420,000		104,800,000						109,000		
合計			2,158,786,000	1,712,586,000	267,099,000	544,467,000	131,890,000	700,700,000	12,672,000					55,758,000		

令和8年6月10日 提出

報告第5号

令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費の繰越を行ったので、別紙のとおり報告する。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

令和7年度 四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				財			源		内		記
					既収入 特定財源	未収入		国庫支出金	県支出金	特定	地方債	財		源	その他	一般財源				
						国庫支出金	県支出金					地方債	財				源			
1. 総務費	1. 施設管理費	屋上防水補修事業	20,834,000	19,140,000	9,600,000						9,500,000									40,000
	合	計	20,834,000	19,140,000	9,600,000	0	0	0	9,500,000	0	9,500,000	0	0							40,000

令和8年6月10日 提出

四万十町長 山脇 光章

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

記

住 所 四万十町井崎 [REDACTED]

氏 名 畦地 勇

生年月日 [REDACTED]

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

記

住 所 四万十町大正 [REDACTED]

氏 名 本山 桂三

生年月日 [REDACTED]

## 議案第67号

### 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 四万十町指定ごみ袋の買入れ                                      |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札による契約  |
| 3 契約金額   | 12,351,570円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額<br>(1,122,870円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市高須新町4丁目1-43<br>株式会社 三井 高知営業所<br>所長 松木 一夫        |

## 議案第68号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

## 四万十町条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(四万十町監査委員条例の一部改正)

第1条 四万十町監査委員条例(平成18年四万十町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年四万十町条例第185号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年四万十町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 69 号

四万十町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

四万十町長 山脇 光章

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

特別養護老人ホーム窪川荘医（嘱託医）	月額	245,000 円
特別養護老人ホーム四万十荘医（嘱託医）	月額	180,000 円

」を「

特別養護老人ホーム嘱託医	月額	400,000 円
--------------	----	-----------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

## 議案第70号

### 高幡障害者支援施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合同規約を次のとおり変更することに伴う協議のため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

四万十町長 山脇 光章

### 高幡障害者支援施設組合同規約の一部を改正する規約

高幡障害者支援施設組合同規約（高知県指令55地第626号）の一部を次のように改正する。

第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

（組合の解散）

第12条 組合を存続する必要がなくなった場合は、関係市町が議会の議決を経てする協議により組合を解散することができる。

（解散に伴う財産処分）

第13条 組合を解散する場合は、財産を処分するものとし、その配分等については、関係市町が議会の議決を経てする協議をもって定める。

（解散に伴う事務の承継）

第14条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。

（決算の審査及び認定）

第15条 解散後の決算の審査及び認定は、前条の規定に基づき事務を承継する市町にて行う。

附 則

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。